

第26回 下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会資料

PPP／PFI推進アクションプラン (令和3年改定版) について

令和3年8月31日



内閣府民間資金等活用事業推進室

PPP／PFI推進アクションプランとは

【趣旨】

公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、**効率的かつ効果的に、良好な公共サービスを実現するため**、多様なPPP／PFIを推進することが重要である

PPP／PFI推進に向けた取組の**実行計画**として、H25年6月に策定

【主な内容】

- (1) H25～R4年度の**10年間における21兆円の事業規模目標**の設定
- (2) 公共施設等運営事業（コンセッション）等について**重点分野**の設定
- (3) 重点分野の進捗や、推進に向けた**具体的取組の更新等のフォローアップ**を踏まえたアップデート

今般、R3年6月18日に「PPP／PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）」を決定

PPP/PFI 推進アクションプランの構成

1. 趣旨

2. PPP/PFI 推進に当たっての考え方

3. 推進のための施策

- (1) PPP/PFIの一層の促進に向けた制度面の見直し
- (2) 地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援
- (3) 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進
- (4) 民間提案の積極活用
- (5) 公的不動産における官民連携の推進
- (6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用
- (7) その他

4. 集中取組方針（公共施設等運営事業（コンセッション）等の重点分野）

空港

水道

下水道（R3年度までに6件の実施方針策定を目標）

道路

文教施設

公営住宅

クルーズ船向けターミナル施設

MICE施設

公営水力発電

工業用水道

5. 事業規模目標（H25～R4年度における21兆円の事業規模目標）

PPP／PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）改定のポイント

① 新型コロナウイルス感染症の影響への対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるPPP／PFI事業への影響を踏まえて改正したガイドラインや対応事例の周知等を行う

② 人口20万人未満の地方公共団体におけるPPP／PFIの導入促進

- ・ 人口10万人以上20万人未満の地方公共団体について、R5年度までの優先的検討規程の策定を促す
- ・ 人口10万人未満の地方公共団体について、優先的検討規程の策定・運用の手引きを作成する等、導入の環境整備を行う
- ・ PPP／PFI導入可能性調査等について、人口20万人未満の地方公共団体への支援を積極的に行う

③ 専門的な人材の派遣、育成、活用への支援

- ・ 地方公共団体におけるPPP／PFIに係る業務経験を評価・認定し、それらの人材を専門家としてPPP／PFIの導入を図る地方公共団体等に派遣する制度を適切に運用し、支援を行う

④ 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP／PFIの推進

- ・ 人口20万人未満の地方公共団体の地域プラットフォームへの参画を促進し、PPP／PFI事業の案件形成地域プラットフォームの拡大及び継続的な活動を支援する

⑤ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用

- ・ 機構のコンサルティング機能を活用し、地域金融機関等への研修の実施を検討するなど地域人材の育成を図る
また今後のあり方について、設置期限の延長も含め検討を行う

⑥ 集中取組方針

- ・ 公共施設等の運営における官民連携を推進するため、空港、水道、下水道等の各分野の目標設定等について、所要の改定を行う

⑦ 事業規模目標

- ・ H25～R1年度の事業規模は約23.9兆円であり、R4年度までの事業規模目標21兆円を3年前倒しで達成した
- ・ R4年度以降の新たな目標の設定（4. 集中取組方針の見直しも含む）及び目標の達成に向けた推進方策の検討を行う

①-1 新型コロナウイルス感染症の影響への対応

- 新型コロナウイルス感染症により、PFI事業においても工事の延期やサービスの休止、需要の減少等のさまざまな影響が生じた
- 継続的な公共サービスの提供や事業運営の確保を図る観点から、以下の対応を実施

➤ 内閣府から関係省庁及び地方公共団体に対し、「PFI事業における新型コロナウイルス感染症に伴う影響に対する対応等について」の**通知を発出**（R2年7月7日）

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、通常必要となる注意や予防を尽くしても事業運営等に支障が生じる場合は、**基本的に契約上の「不可抗力」に相当する旨の見解を通知**
- ② PFI事業者と誠意をもって協議を行うよう要請（分担の在り方、サービス対価・要求水準等）
- ③ 新型コロナウイルス感染症に関する各種補助金等を活用して、PFI事業者に必要な支援を行うよう要請

➤ PFI事業への影響を把握するため、地方公共団体等に対して**アンケート調査を実施**（R2年8～9月）

- ✓ 実施中のPFI事業において、事業者から協議の申入れがあった等、**実質的な影響を受けた事業は約23%**（138件）

➤ 現在実施中・今後実施予定のPFI事業について、管理者を対象に**ヒアリング調査を実施**（R3年1月～3月）

- ✓ ヒアリング調査で得られた**参考事例を周知**（R3年6月）
- ✓ 調査で得られた新型コロナウイルス感染症の影響や課題等を踏まえ、既存の**ガイドラインを改正し周知**（R3年6月）

①-2 改正ガイドラインの周知等

ガイドライン改正のポイント（R3年6月）

1. 不可抗力の考え方

- ✓ 疫病等について、既存契約の不可抗力事由に明記されていない場合であっても**不可抗力に含まれ得ることを明示**。その基準についてはあらかじめ契約等で定めておくことが望ましい
- ✓ 通常必要と認められる予防方法等を尽くしたかどうかについては、契約・協議内容、公的な指針、社会状況等を考慮を考慮して**個別具体的に判断**することが必要

2. 損害等の分担

- ✓ **物件以外の損害等**（サービス対価への損害等）についても、管理者と事業者で**分担について協議をすべき損害等**に含まれる見解を明示
- ✓ 独立採算型事業等においては、あらかじめ契約によりリスク分担について必要な措置（※）を定めることが有効であることを示唆
（※） プロフィット・ロスシェアリングの導入、事業期間の延長等のオプション等が考えられる

3. 環境の変化に応じた契約変更

- ✓ 著しい事業環境の変化等により契約内容や要求水準等が著しく不適切となった場合は、これらの内容の**見直し**について、**柔軟・適切に対応**することを推奨
- ✓ 議会議決が必要な場合、迅速に契約変更できるよう、あらかじめ地方自治法上の専決処分事項として指定しておく考え方を示唆

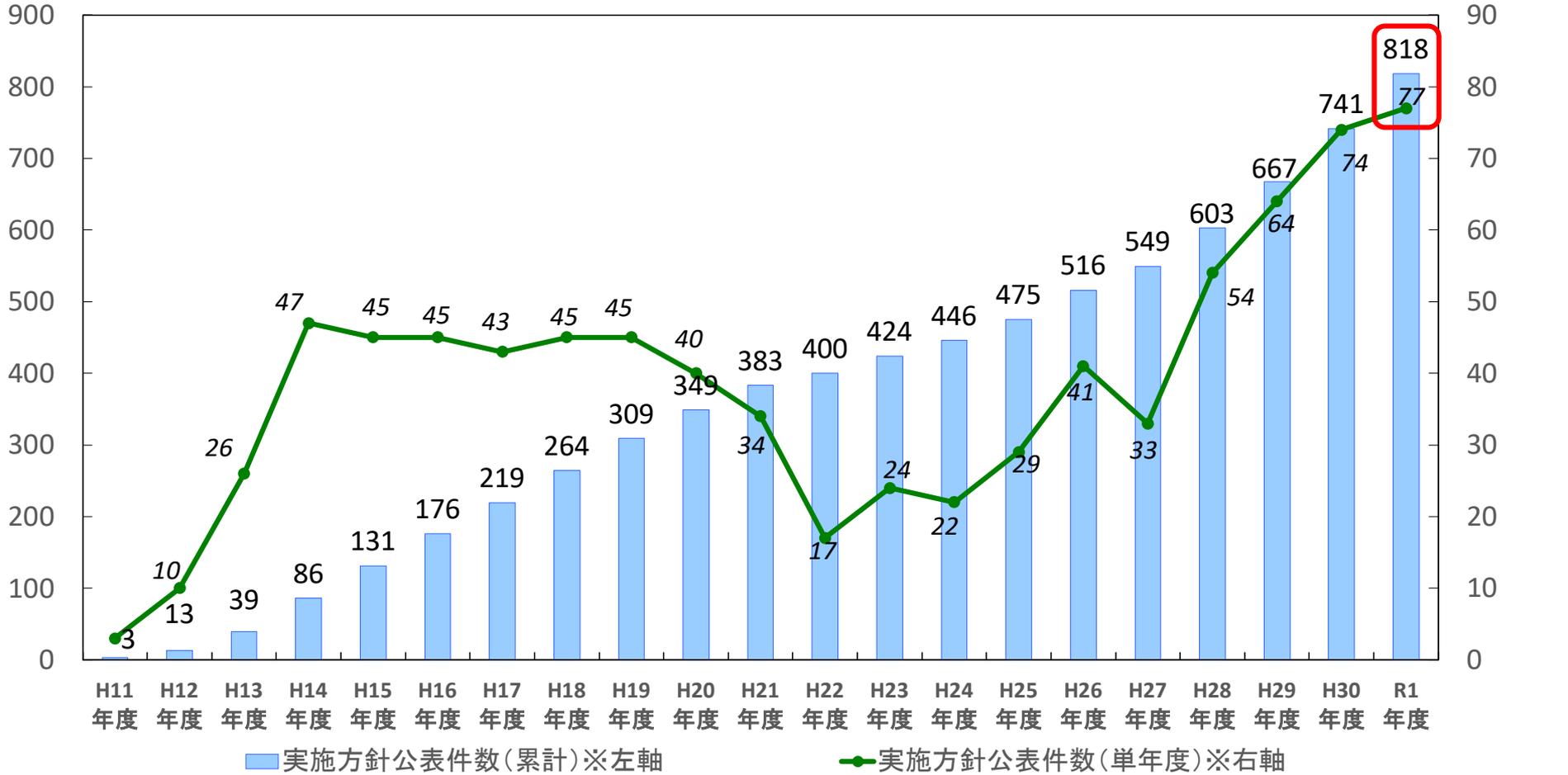
公共施設等運営事業等、長期的な影響が想定されるものについては引き続き調査し、制度改正も含めて検討を行っていく

②-1 PFI事業の実施状況（事業数の推移）

(R2.3末時点)

(事業数)

(事業数)



(内閣府調べ)

②-2 小規模な地方公共団体におけるPFIの導入促進

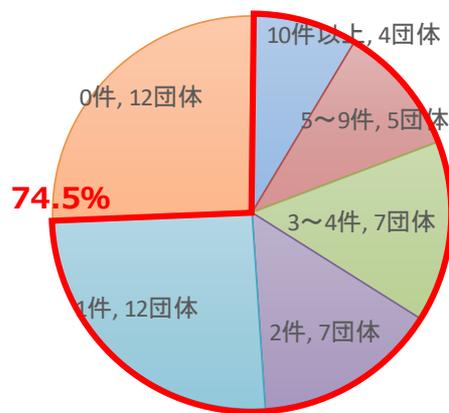
- ✓ 都道府県・政令市においては、PFI事業のノウハウの蓄積は進んでいる
- ✓ 一方、小規模の地方公共団体（とくに人口20万人未満）における導入が今後の課題

PFI事業を実施したことのある団体の割合

(R2.3末時点)

都道府県

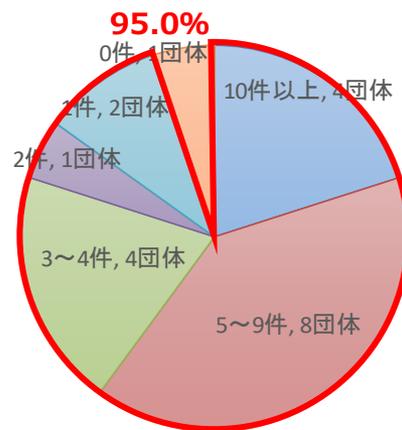
74.5% (35/47団体)



約75%の団体が実施
(うち約半数が複数の事業を実施)

政令指定都市

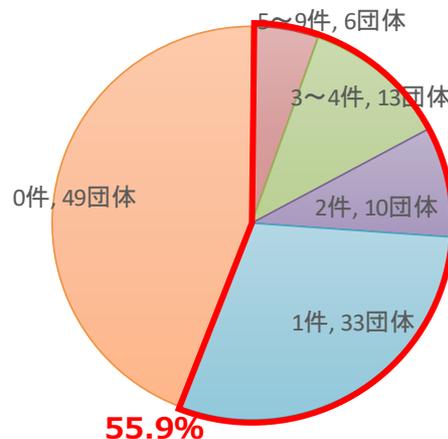
95.0% (19/20団体)



1団体を除く全ての団体が実施

市区町村 (人口20万人以上)

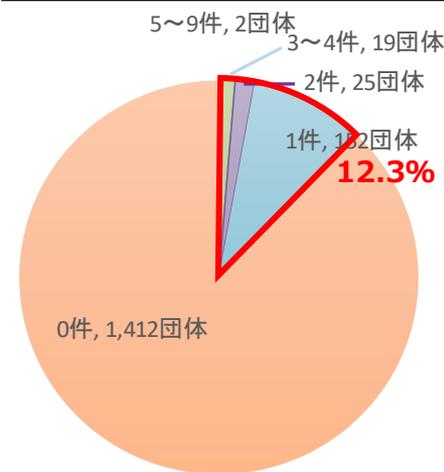
55.9% (62/111団体)



半数以上の団体が実施

市区町村 (人口20万人未満)

12.3% (198/1,610団体)



「実施経験あり」は約1割に留まる

(内閣府調べ)

②-3 小規模な地方公共団体における優先的検討の拡大

優先的検討規程の策定・運用状況

(R2.3末時点)

策定団体	団体総数	規程策定済みの団体数 (※1)		規程に基づき令和元年度までに具体案件を検討した団体数 (※2)	令和元年度までにPFI事業を実施した団体数		
		件数	割合		件数	割合	
国	13	12	92.3%	5	8	61.5%	
地方公共団体	都道府県	47	47	100.0%	31	35	74.5%
	政令指定都市	20	20	100.0%	19	19	95.0%
	人口20万人以上の団体	111	83	74.8%	57	62	55.9%
	小計	178	150	84.3%	107	116	65.2%
	人口20万人未満 10万人以上の団体	156	23	14.7%	15	61	39.1%
	人口10万人未満 5万人以上の団体	256	12	4.7%	9	52	20.3%
	人口5万人未満 1万人以上の団体	686	7	1.0%	3	70	10.2%
	人口1万人未満の団体	512	2	0.4%	1	15	2.9%
	小計	1,610	44	2.7%	28	198	12.3%
	合計	1,788	194	10.9%	135	314	17.6%

(※1) 件数、実施団体ともにH11からの累計数

(※2) 優先的検討規程の策定前に案件の検討を開始した団体を含む

(内閣府調べ)

人口20万人以上の団体では優先的検討規定の策定および運用が進められてきたところ、**人口10～20万人の団体**についても、**R5年度末までに優先的検討規定の策定**を要請

「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の策定及び運用について（要請）」（内閣府・総務省通知：R3年6月21日）

②-4 優先的検討規程とは

これまでの事業の流れ（イメージ）



規程策定後の事業の流れ（イメージ）



【基本的な規程の内容】

- ✓規程の対象となる事業について、従来手法より低廉・高品質な公共サービスが実現できるPPP/PFI等の手法がないかを、**原則検討することを定めるもの（ルール）**
- ✓PPP/PFIの基礎知識や、簡易的に検討する**方法・手続きをまとめたもの（ガイドライン）**

※対象となる事業金額・分野や検討の手続きなどは、**団体ごとにオリジナル**に考えられる

③ 専門的な人材の活用について

【PPP／PFI行政実務専門家（仮称）制度】

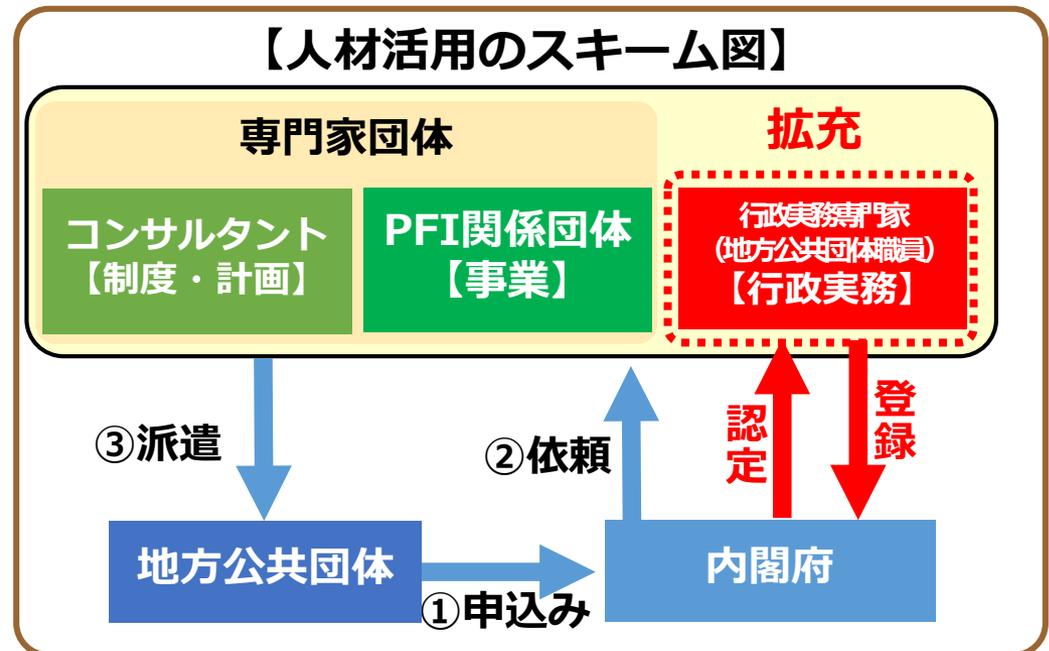
- PPP／PFI事業についての、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会对応等の庁内合意形成など、行政実務に関する実務経験・実績を豊富に有する地方公共団体等の職員を「PPP／PFI行政実務専門家（仮称）」として、内閣府において認定・登録。

登録者名簿を作成し、内閣府ホームページで公表

- 内閣府専門家派遣制度（※）において、地方公共団体にPPP／PFI行政実務専門家を派遣

（※） PPP／PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験をもつ専門家を派遣する制度

また、PPP／PFI行政実務専門家の交流や継続的な研鑽を図るため、「（仮称）専門家連絡会議」を設置し、ワークショップや座学形式による研修、情報共有の場として活用することを検討



④ 地域プラットフォーム等を通じたPPP／PFIの推進

地域の行政、金融機関、企業、大学等の関係者が集い、PPP／PFI事業のノウハウ取得や官民対話等の情報交換の場となる「**地域プラットフォーム**」を設定

- ✓ 地域の関係者のPPP／PFIに対する理解度の向上
- ✓ 地域の多様な事業分野の民間事業者の**企画力・提案力・事業推進力の向上**やその能力を活用した案件の形成を促進

地域プラットフォームの拡大・継続的な活動を支援するとともに、地域プラットフォームに参画する**地方公共団体数の目標を上方修正**

【地域プラットフォームの機能】

➤ 普及啓発・人材育成機能

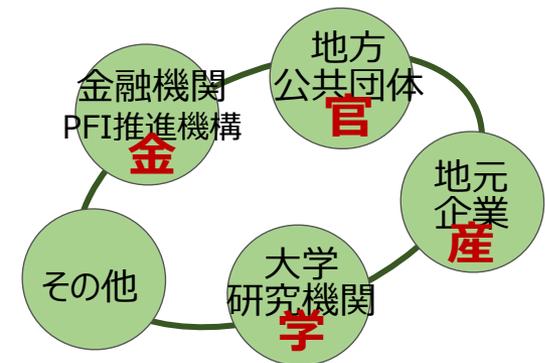
- ・PPP／PFIの基礎的な内容や事例研究等について**セミナーを開催**
- ・自治体職員に対し、具体的な案件形成ができる**人材育成**を推進

➤ 情報発信・官民対話機能

- ・具体のPPP／PFI候補案件について、**行政からの情報提供のうえ官民対話等を実施**、事業化に向け次段階へ推進
- ・案件の市場性の有無、事業のアイデア
- ・民間事業者の参入意向や参入条件等の意見聴取

➤ 交流機能

- ・地元企業によるコンソーシアム組成を容易にする**異業種間のネットワークの構築**



⑤ 民間資金等活用事業推進機構の活用

【PFI推進機構の概要】

- ✓ 内閣総理大臣が定める支援基準に従い、PFI事業（※）に対する**出融資（優先株・劣後債の取得等）**や**案件形成のためのコンサルティングを実施**
- ✓ **50件の支援実績、5年連続で単年度黒字（R2年度末時点）**

（※）事業に要する費用の全部又は一部を利用者の支払う料金で回収するものに限る

PFI推進機構の業務

事業類型 業務内容	PFI法		その他PPP/PFI
	①コンセッション ②収益型事業	③サービス購入型 事業	④公的不動産の 有効活用 等
金融支援 (出資、資金貸付け等)	○	—	—
コンサルティング支援 (専門家の派遣、助言等)	○	○※	○※

※R1年12月の地域再生法改正により、③サービス購入型事業および④公的不動産の有効活用等へのコンサルティング支援（専門家の派遣、助言等）が可能となった

PFI推進機構は、R9年度末までに保有する全ての株式、債権の処分を行うよう務めなければならないとされている

⇒設置期限の延長を含め、今後の在り方を検討

⑥ 重点分野の目標設定等の改定

公共施設等運営事業等の主な進捗状況

(R2.3末時点)

重点分野	数値目標（目標年度）	進捗状況
空港	達成済：6件（H28年度）	事業開始：11件 実施契約締結：1件（広島空港）
水道	取組中：21件/30件（R3年度） （今後の経営のあり方の検討（運営権制度に加え、広域化や多様な民活手法の活用を含む）を促す）	優先交渉権者選定：1件（宮城県） 事業者公募：1件（大阪市） 今後の経営のあり方の検討支援：21件
下水道	取組中：3件/6件（R3年度） （実施方針の策定）	事業開始：2件（浜松市、須崎市） 優先交渉権者選定：1件（宮城県） 実施方針に関する条例策定：1件（三浦市）→R3年4月 実施方針公表
道路	達成済：1件（H28年度）	事業開始：1件（愛知道路）
文教施設	達成済：3件（H30年度）	事業開始：1件（旧奈良監獄） 実施契約締結：3件（沖縄科学技術大学院大学、有明アリーナ、大阪中之島美術館） 事業者公募：1件（愛知県新体育館）
公営住宅	達成済：6件（H30年度）	実施契約締結：13件（いずれも公的不動産利活用事業）
クルーズ船向け 旅客ターミナル施設	取組中：1件/3件（R元年度） ※今後の動向等を見極めつつ、 R4年度以降の数値目標を改めて検討	マーケットサウンディング実施：1件（博多港）
MICE施設	取組中：4件/6件（R3年度）	事業開始：2件 （愛知県国際展示場、横浜みなとみらい国際コンベンションセンター） マーケットサウンディング実施：2件（福岡市、沖縄県）
公営水力発電	取組中：1件/3件（R2年度）	事業開始：1件（鳥取県）
工業用水道	達成済：3件/3件（R2年度）	実施契約締結：1件（熊本県） 事業者公募：2件（宮城県、大阪市）

※数値目標について、特に記載のないものは、事業実施に向けた具体的な検討が行われた件数

各分野での具体的取組の更新の他、公営水力発電分野でのR3年度からの数値目標の設定等の改定

⑦-1 事業規模集計（H25～R元年度）

（R2.3末時点）

PPP/PFI推進アクションプランにおける 事業規模目標（H25～R4年度：10年間）		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	計
類型Ⅰ 公共施設等運営事業	7兆円(目標)		0.0兆円	5.1兆円	0.5兆円	0.2兆円	3.0兆円	2.9兆円	11.6兆円
類型Ⅱ 収益型事業	5兆円(目標)	0.4兆円	0.3兆円	0.9兆円	0.8兆円	0.8兆円	0.9兆円	0.8兆円	4.9兆円
類型Ⅲ 公的不動産利活用事業	4兆円(目標)	0.3兆円	0.3兆円	0.3兆円	0.5兆円	0.7兆円	0.4兆円	0.6兆円	3.0兆円
類型Ⅳ その他PPP/PFI事業 (サービス購入型PFI事業等)	5兆円(目標)	0.6兆円	0.5兆円	0.5兆円	0.6兆円	0.7兆円	0.9兆円	0.6兆円	4.4兆円
合計	21兆円(目標)	1.3兆円	1.0兆円	6.7兆円	2.4兆円	2.3兆円	5.2兆円	4.8兆円	23.9兆円

※当該年度に契約締結した事業から見込まれる民間事業者の契約期間中の売上を一括計上（契約期間は10年を超えるものを含む）

- ✓ H25～R4年度の事業規模目標21兆円を、**3年前倒しで達成**
- ✓ 類型毎の目標についても、達成ペースで着実に進捗中

⑦-2 R4年度以降の新たな目標の検討

- 人口減少や新型コロナウイルス感染症への対応等により、国及び地方公共団体の財政状況は一層厳しく、また、今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中で、**多様なPPP/PFIの全国的な普及**は引き続き有効
 - 当面の事業規模目標は達成したものの、PPP/PFI推進の取組はまだ道半ば
-
- ✓ 全国への普及の意義等を踏まえ、R4年度以降の**新たな目標設定および目標達成に向けた推進方策**について検討を行う
 - ✓ 目標設定にあたっては、**小規模自治体のPPP/PFI推進や、脱炭素等の政策課題**等も踏まえ、関係省庁とも連携して検討を行い、今年度中に目標案を検討

PPP／PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）

全文掲載ページ：https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/action_index.html

検索の使い方

検索



内閣府

Cabinet Office

[内閣府ホーム](#) > [内閣府の政策](#) > [民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）](#) > PPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）

PPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）

PPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）について

多くの地方公共団体にとって、厳しい財政状況や人口減少、公共施設の老朽化などに適切に対応しながら、活気に溢れる地域経済を実現していくことは、喫緊の課題です。

こうした課題に対応するためには、行政と民間が連携した官民連携手法（PPP）を通じて、民間の創意工夫等を活用した地域経済の活性化や行政の効率化を実現していくことが必要であり、特に民間ならではの発想・ノウハウや民間資金を最大限に活用できるPFI制度を採用することによって、無駄なく効率的で住民の期待に応えた施設整備及びサービス提供を行うことができます。

このため、民間資金等活用事業推進会議において、「PPP/PFI推進アクションプラン」を平成28年に策定し、PPP/PFIの推進に取り組んできたところです。このたび、PPP/PFIを更に推進すべく、第17回民間資金等活用事業推進会議を6月18日（金）に持ち回り形式で開催し、「PPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）」を決定しました。

[報道発表資料（PDF形式：215KB）](#)

PPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）（令和3年6月18日民間資金等活用事業推進会議決定）

[PPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）概要（PDF形式：300KB）](#)

[PPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）（PDF形式：415KB）](#)

参考

[PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）（令和2年7月17日民間資金等活用事業推進会議決定）](#)

本ページに関するお問い合わせ先

内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）
電話番号：03-6257-1654

お問い合わせはこちらまで